

愛知県産業界別最低賃金改正

産業振興課 ☎66・1119

愛知県内の特定の産業に適用される7業種の特定(産業別)最低賃金が12月16日から改正になりました。

最低賃金名	時間額	発効日
愛知県最低賃金	750円	平成23年10月7日
産業界別最低賃金	鉄鋼業	平成23年12月16日
	はん用機器製造業	
	電気機器製造業	
	輸送用機器製造業	
	精密機器製造業	
	各種商品小売業	
	自動車(新車)小売業	平成19年12月16日
自動車部分品・附属品小売業		

問合せ先 豊橋労働基準監督署
☎0532・541192

蒲郡市森林整備計画のご案内

産業振興課 ☎66・1126

森林法の改正に伴い、蒲郡市の森林整備計画の見直しを行います。

◆計画案の説明会

新しい森林計画制度による蒲郡市の森林整備計画案の概要を説明します。

と き 2月10日(金)

①午後2時～4時

市役所304会議室

②午後6時～8時

市役所北棟集会室

◆森林整備計画の縦覧

「蒲郡市森林整備計画」の変更案を縦覧します。案について意見のある方は、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することができま

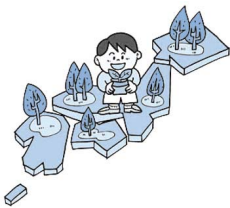
す。

縦覧期間 2月15日(水)～3月

14日(水)

縦覧場所 産業振興課(新館

2階)



国有財産売却のお知らせ

財務課 ☎66・1158

蒲郡地方合同庁舎施設として使用されていた国有財産を売却します。

所在地 宮成町3番60

現況 宅地 千260平方メートル(建物付)

※建物内覧 2月3日(金)

午後1時～3時

売却方法 一般競争入札

申込・問合せ 2月9日(木)～

15日(水)に東海財務局管財部

第四統括部門(☎052・951

710)へ。

ホームページ <http://tokai.mof.go.jp/>

軽自動車などの廃車、名義・住所変更手続きはお早めに

税務収納課 ☎66・1115

軽自動車税は、毎年4月1日現在で課税台帳に登録されている所有者に課税されます。廃車、譲渡、盗難などにより実際に所有していないにもかかわらず、届出をしないといつまでも税金がかかります。

軽自動車税は月割計算をしません。4月1日を過ぎてから届出をしても払い戻しはなく、毎年5月に1年分の税金を払わなければなりません。

次に該当する方は早めに手続きをしてください。

①現在使用していない原動機付自転車、軽自動車などを所有している方で、廃車手続きをしていない方

②転入・転出をして、車の住所変更をしていない方

③友人、知人に車を譲渡して、名義変更をしていない方

※3月は窓口が混雑しますので、なるべく3月中旬までに届出をしてください。

●普通自動車の登録検査および廃車、名義・住所変更のお問い合わせは、豊橋自動車検査登録事務所へ。

車種	原動機付自転車(125ccまで) 小型特殊自動車	軽自動車		二輪の小型自動車 (250ccを超えるバイク)
		軽二輪(126cc～250cc)	四輪	
届出先	市役所税務収納課 税政担当	愛知県軽自動車協会 (豊橋分室) ☎0532・34・4601	愛知県軽自動車検査協会 (豊橋支所) ☎0532・34・3311	愛知陸運支局 豊橋自動車検査登録事務所 ☎050・5540・2049 ※自動音声
届出に必要なもの	〈廃車〉 ・ナンバープレート ・印鑑 〈名義変更〉 ・印鑑(新・旧所有者両方) ・標識交付書	〈廃車〉 ・ナンバープレート ・印鑑 ・自動車検査証(軽二輪126～250ccは軽自動車届出済証) 〈名義変更・住所変更〉 ・新所有者の住民票の写し ・自賠責保険証 ・印鑑(新・旧所有者両方) ・自動車検査証(軽二輪126～250ccは軽自動車届出済証) ※手続きは、自家用自動車組合(蒲郡警察署の北 ☎69・5105)で代行します。 (別途代行手数料が必要です。)		

【登録】☎050・5540
2049(自動音声)
【検査】☎0532・32・88
20